

運輸安全マネジメント実績報告(2020年度)と計画(2021年度)

2021 年 7 月 1 日
ヤマトボックスチャーター(株)

項 目		詳 細				
1	輸送の安全に関する基本的な方針	1. ヤマトグループにおける「安全第一・営業第二」を経営の根幹として、人命の尊重を最優先とします。				
		2. 安全管理体制の維持				
2	輸送の安全に関する目標及びその達成状況			2020年度の実績	2021年度目標数値	
		重大事故件数		1件	0件	
		重大労働災害件数		0件	0件	
3	自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計	2020年度自動車事故報告書提出状況(自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計)				
		提出件数	事故類型別			
		2件	状態別	件数	事故種類別	件数
			対自動車	0	転覆・転落	0
			対二輪車	0	路外逸脱	0
			対自転車	0	火災	0
			対歩行者	1	踏切	0
			単独	1	衝突	0
			その他	0	死傷	1
			健康起因	1		
		車両故障	0			
		その他	0			
4	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理規程の安全管理組織図にて指揮命令を行っております。				
5	輸送の安全に関する重点施策・取り組み事項・重点施策実施状況	I. 2020年度重点施策実績				
		(1) 安全を確保する為の施策 ①安全管理、運行管理に関する機材導入を実施致しました。 ②運転者へ法令の遵守および交通事故防止と労働災害防止に向けた教育を実施致しました。 ③社員への交通事故・労働災害への意識向上の為に全社交通事故ゼロ運動を展開し(春、秋 年2回)、事故の未然防止 施策を実施致しました。 ④安全担当マネージャーおよび事業所長への安全コンプライアンス研修を実施致しました。				
		II. 2021年度重点施策実施				
		(1) 安全を確保する為の施策 ①安全管理、運行管理に関する機材導入と施設整備を実施致します。 ②運転者へ法令の遵守および交通事故防止と労働災害防止に向け、教育を実施致します。 ③安全意識向上を目的とした運動および重点事故防止施策を実施致します。 ④管理者向けの安全コンプライアンス教育を実施致します。				
		(2) 重点取組事項 ①毎月全事業所で職場安全会議を開催し、安全意識の向上と安全知識の習得を図ります。 ②安全性優良事業所「Gマーク」の取得を推進致します。 ③適正な点呼および日常点検を実施する為、運行管理者(補助者)、整備管理者(補助者)へ年に2回の定期教育を実施致します。 ④「交通事故ゼロ運動」「労働災害ゼロ運動」を実施し全社の安全意識の高揚を図ります。 ⑤全事業所の運転者に対する定期的な運転、作業に関する訓練を実施し、安全意識と作業技能向上を図ります。 ⑥車両の死角をカバーする車載カメラの取付を推進し、安全運転の支援を図ります。				

6	輸送の安全に関する全社共通の計画と実績	<p>I. 2020年度全社共通運動実施</p> <p>(1)4月6日～15日の間に、「春の交通事故ゼロ運動」を実施しました。全社で安全意識の向上に取組みました。 (2)9月21日～30日の間に、「秋の交通事故ゼロ運動」を実施しました。重点実施事項として、「バック事故防止」「構内での事故防止」に取組みました。 (3)11月1日～30日の間に、「ボックス事故ゼロ運動」を実施しました。落下防止器具の全車配備を再確認の上、危険予知トレーニングを全社員実施し、「重心に偏りのあるボックス事故の転倒防止」を重点実施事項として輸送業務中における労働災害防止にも取組みました。</p> <p>II. 2021年度全社共通運動計画</p> <p>(1)4月「春の交通事故ゼロ運動」を実施致します。 (2)7月「労働災害ゼロ運動」を実施、輸送業務中の労働災害ゼロに取り組みます。 (3)9月「秋の交通事故ゼロ運動」を実施致します。 (4)11月「輸送用ボックス事故ゼロ運動」を実施致し、輸送業務中の労働災害ゼロに取り組みます。</p>																												
7	輸送の安全に対する 予算・実績額	<p>I. 2020年度実績</p> <table border="0"> <tr><td>(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>(2)点呼機材・安全備品導入</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>(3)運転者教育・研修</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>(5)安全指導者向け研修</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>(6)無事故運転者への褒賞</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>(7)脳ドック</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>II. 2021年度計画</p> <table border="0"> <tr><td>(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>(2)点呼機材・安全備品導入</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>(3)運転者教育・研修</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>(5)無事故運転者への褒賞</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>(6)安全CSR指導長向け研修</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>(7)脳ドック</td><td>4百万円</td></tr> </table>	(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入	6百万円	(2)点呼機材・安全備品導入	5百万円	(3)運転者教育・研修	13百万円	(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修	1百万円	(5)安全指導者向け研修	1百万円	(6)無事故運転者への褒賞	6百万円	(7)脳ドック	12百万円	(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入	15百万円	(2)点呼機材・安全備品導入	3百万円	(3)運転者教育・研修	13百万円	(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修	1百万円	(5)無事故運転者への褒賞	2百万円	(6)安全CSR指導長向け研修	1百万円	(7)脳ドック	4百万円
(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入	6百万円																													
(2)点呼機材・安全備品導入	5百万円																													
(3)運転者教育・研修	13百万円																													
(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修	1百万円																													
(5)安全指導者向け研修	1百万円																													
(6)無事故運転者への褒賞	6百万円																													
(7)脳ドック	12百万円																													
(1)ドライブレコーダー一体型デジタルタコグラフ導入	15百万円																													
(2)点呼機材・安全備品導入	3百万円																													
(3)運転者教育・研修	13百万円																													
(4)管理者向け運行管理・コンプライアンス研修	1百万円																													
(5)無事故運転者への褒賞	2百万円																													
(6)安全CSR指導長向け研修	1百万円																													
(7)脳ドック	4百万円																													
8	事故・災害に関する報告連絡体制	緊急事態における報告連絡体制で行っております。																												
9	安全管理規定・安全統括管理者	<p>I. 安全管理規定 別紙参照</p> <p>II. 安全統括管理者 安全CSR部長 柿沼 貴良</p>																												
10	輸送の安全に関する教育及び研修の計画・実績	<p>I. 2020年度教育研修実績</p> <p>1. 運転者の教育研修</p> <p>(1)事業所長によるドライブレコーダーによる振り返り、教育を全運転者に実施致しました。 (2)安全担当マネージャー、事業所長による在籍者乗務員への添乗による指導、また新入社員には入社時研修、添乗指導実施致しました。 (3)トラック・トレーラーの車両特性に関する研修を実施致しました。 (4)運転者に3年に1回の運転適性診断を実施致しました。 (5)車両実車による訓練を実施致しました。</p> <p>2. 管理者の研修</p> <p>(1)安全担当マネージャーへ「運行管理・コンプライアンス研修」を実施致しました。 (2)事業所長に「運行管理・コンプライアンス研修」を実施致しました。</p> <p>II. 2021年度研修計画</p> <p>1. 運転者への研修</p> <p>(1)安全CSR指導長、事業所長による在籍乗務員及び新入社員への研修、添乗指導を実施致します。 (2)3年に1回、運転適性診断受診を実施致します。 (3)1回の「実車訓練」・「添乗指導研修」・「ドラレコ振り返り教育」を実施致します。 (4)その他、目的別に教育研修を実施致します。</p> <p>2. 管理者の研修</p> <p>(1)安全CSR指導長向け「運行管理・コンプライアンス研修」実施 (2)事業所長向け「管理・コンプライアンス研修」実施</p>																												
11	輸送の安全に係る内部監査結果並びにそれを踏まえた措置内容	<p>I. 2020年度監査実績</p> <p>1. 全事業所に対し、運行管理面も含めた内部監査を年1回以上実施致しました。</p> <p>II. 2021年度内部監査計画</p> <p>1. 内部監査人により全事業所に対し、年1回以上の内部監査を実施致します。 2. 安全統括管理者が輸送の安全の確保に係る監査を指示した時は、1週間以内に内部監査を実施致します。</p>																												
12	輸送の安全に係る情報の公表	1. 2020年12月22日、運転者に対する指導及び監督違反により文書警告を受けました。																												

2006年12月16日制定

2012年1月16日改正

2014年3月16日改正

2021年8月1日改正

ヤマトボックスチャーター安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全管理組織等
- 第3章 輸送の安全の確保についての基本方針
- 第4章 輸送の安全確保のための実施事項
- 第5章 内部監査・業務の改善に関する事項
- 第6章 報告連絡等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理及び運転者服務規程、整備管理規程、交通事故処理規程、安全衛生管理規程その他関係規程と相まって行うものとする。

(人名の尊重)

第3条 社員は、「人名の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践し、輸送の安全確保に努めること。

第2章 安全管理組織等

(社長の責務)

第4条 社長は、輸送の安全の確保に関し、最終の責任を負う。

2 社長は、輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- (2) 輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第5条 輸送の安全の確保について責任ある体制構築及び企業統治を的確に行うため、別表「安全管理組織図」に則り、次の者を選任し配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 事業部安全統括管理者
- (3) 事業所安全統括管理者
- (4) 運行管理者及び運行管理補助者（以下、「運行管理者等」という）
- (5) 整備管理者及び整備管理補助者（以下、「整備管理者等」という）

(安全統括管理者等の選任)

第6条 安全統括管理者は、法令に定める要件を満たしている者の中から社長が任命する。

- 2 事業部安全統括管理者は事業部長、事業所安全管理者は事業所長をもってあてる。
- 3 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規程及び車両整備管理規程に定めるところによる。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、社長の命を受け、全社的輸送の安全を確保するための計画及び目標を定めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第3条に定める企業姿勢を徹底し実践させること。
- (2) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (3) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (4) 輸送の安全を確保するため、必要な教育又は研修を行うこと。
- (5) 輸送の安全の確保状況について、内部監査等によりその把握に努め、その結果を随時、社長に報告するとともに、改善のための必要な措置を講ずること。
- (6) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(事業部安全統括管理者の責務)

第8条 事業部安全統括管理者は、安全統括管理者の命を受け、事業部内の輸送の安全の確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

(事業所安全統括管理者の責務)

第9条 事業所安全統括管理者は、事業部安全統括管理者の命を受け、事業部内の輸送の安全の確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

(代務者の選任及び責務)

第10条 安全統括管理者は、それぞれ安全統括管理代務者（以下、「安全統括代務者」という）をおくことが出来る。

- 2 安全統括代務者は、それぞれの安全統括管理者が上級の安全統括管理者の承認を得て選任す

る。

- 3 安全統括管理者が不在の場合又はその事務が取れない場合には、安全統括代務者が安全統括管理者の職務を行う。

第3章 輸送の安全の確保についての基本方針等

(輸送の安全に関する基本方針等)

第11条 社長は、輸送の安全に関し、次の各号に掲げる基本方針を社員に周知させるとともに、実現に向けて主導的役割を果たす。

- (1) 輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全の確保に関する情報について、積極的に公表する。

(運行管理規程)

第12条 輸送の安全の確保について、運行の管理に関する事項については運行管理規程に定める。

(重点施策の策定)

第13条 第12条の基本方針に基づく実施すべき重点施策、達成目標、実施計画及び実施に必要な予算案等は、組織規程に定める責任部署において協議の上策定し、安全統括管理者に報告の上、社長に承認を得る。

第4章 輸送の安全確保のための実施事項

(重点施策の実施)

第14条 社員は前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け誠実に努力すること。

(中央安全衛生委員会)

第15条 安全統括管理者は、重点施策の策定及び実施等にあたって、又は輸送の安全について社員の意見を聴取するために必要な場合は、中央安全衛生委員会における検討を要請する。

- 2 中央安全衛生委員会は、安全衛生管理規程に則り運用する。

(教育及び研修)

第16条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し着実に実施する。

(安全CSR指導長)

第17条 輸送の安全の確保を効果的に推進するため、安全CSR指導長を必要数配置する。

(安全CSR指導長の任務)

第18条 安全CSR指導長は、第7条に掲げる安全統括管理者の業務を補佐する。

- 2 安全CSR指導長は、安全対策の専門職として安全確保を図るため主体的に巡回し、事業所長、安全推進委員、グループ長と連携しながら、法令、交通安全、労災防止に関する事項を指導する。
- 3 安全CSR指導長は、指導効果を高めるため添乗指導、路上観察、運転適性診断等の方策を随時実施する。
- 4 安全CSR指導長は、官公署への諸管理者の選任、変更の届出に関する確認を実施する。
- 5 安全CSR指導長は、交通事故ゼロ運動他のキャンペーンを積極的に推進する。

(安全推進員)

第19条 輸送の安全の確保を効果的に推進し事業所安全管理者を補佐するため、事業所は安全推進員を配置することができる。

(安全推進員の任務)

第20条 安全推進員は、事業所安全統括管理者の命を受け、第18条に掲げる安全CSR指導長の業務を補佐する。

第5章 内部監査・業務の改善に関する事項

(内部監査)

第21条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため及び重大な事故等が発生した場合等、必要と認める場合は、自ら又は安全統括管理者が氏名する者を実施責任者として輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、監査の結果により必要がある場合は、必要な方策を検討の上、社長に報告し当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(改善指示)

第22条 社長は、前条の報告を受けた場合、又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を指示するものとする。

- 2 前項に掲げるような場合以外でも社長は自らが是正措置又は予防措置を講じることができる。

第6章 報告連絡等

(事故、災害等の報告)

第23条 事故、災害等が発生した場合における運転者のとるべき措置及び報告連絡体制は、運行管理規程、交通事故処理規程及び緊急連絡体制に定めるところによる。

- 2 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。

- 3 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令104号)に定める事故、災害等が発生した場合は、交通事故処理規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(情報公開)

- 第24条 輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載、ヤマトグループCSR報告書等により外部に公表するものとする。
- 2 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況等について国土交通省に報告した場合には、前項に準じ速やかに外部に公表するものとする。

(記録の管理等)

- 第25条 輸送の安全確保のための施策の推進にあつての記録は、三年間保存する。
- 2 前項の記録及び保存の方法は別に定める。

(規程の見直し)

- 第26条 本規程は、業務の実態に応じ中央安全衛生委員会において、定期的に及び適時適切に必要な見直しを行うものとする。

付則

この規程の改正は2021年8月1日より施行する。

別表

安全管理組織図

